

サポート規約および補償概要

保険(補償)の内容について

1. この保険(補償)の仕組みについて

この保険はソニーマーケティング株式会社を契約者として三井住友海上火災保険株式会社と契約されます。この補償は「クレジットカードの盗難等に伴う不正利用による損害の補償」で被保険者(補償の対象となる方)は下記記載の「対象者」に該当する方となります。

対象者

ホームネットワークアシストプラン(以下「HAP」といいます)の加入者本人に限ります。

2. 対象期間について

HAP の加入者登録が完了した時点に始まり、HAP の加入を脱退した時(年払加入者の場合には不継続となった)時点でこの補償は終了します。但し、HAP 加入者の払込方法により、以下となります。

《月払加入者の場合》

本サービス開始(2013 年 10 月 8 日)以降、HAP への加入者登録が完了した時点に始まり、HAP 加入者を脱退した時に終了します。尚、サービス開始時点の既存加入者はサービス開始時に自動的に補償対象となります。

《年払加入者の場合》

本サービス開始(2013 年 10 月 8 日)以降、HAP への加入者登録が完了した時点に始まり、HAP 加入者を脱退した時(または加入期間終了時点で不継続となった場合を含みます)に終了します。尚、サービス開始時点の既存加入者はサービス開始時に自動的に補償対象となります。

《3 年払加入者の場合》

本サービス開始(2013 年 10 月 8 日)以降、HAP への加入者登録が完了した時点に始まり、その後加入期間の 3 年間となります。尚、HAP 加入者を脱退した時(または加入期間終了時点で不継続となった場合を含みます)には補償は終了します。

ただし、上記のにいずれの場合においても実際に保険金の支払いとなる事案の対象期間は以下に限定されます。

対象者がクレジットカードを盗難(カード番号及び暗証番号も含みます)され、もしくは紛失した旨の通知をクレジットカード発行者(以下「カード発行者」)が受理した日(以下「受理日」)の 60 日以前、受理後の 60 日後の 121 日間(以下この期間を「補償期間」)に行われた不正による損害に限ります。

3. お支払いする保険金の概要について

お支払いする保険金の概要およびお支払いできない主な場合は、以下のとおりとなります。

詳しくは三井住友海上火災保険株式会社および取扱い代理店までご確認ください。

1) 保険金をお支払いする場合

被保険者がカード発行者から貸与を受け使用または管理しているクレジットカードの不正使用またはクレジットカードに関する個人情報の不正利用(カード番号、暗証番号に限ります。)の結果、被保険者に金銭的損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。ただし、実際にお支払われるケースは法律、クレジットカードの会員規約等に基づきカード発行者等によって被保険者の金銭的損害が補償される場合または他の保険契約等から保険金または共済金が支払われる場合のみに限定し、かつ、カード発行者等や他の保険会社等によって補償される金額を控除した残額をお支払いします。

2) お支払いする保険金の額

被保険者が被った損害額(ただし、1回の事故につき 100 万円かつ 1 年間通算(注 1)で 100 万円が限度となります。)

3) 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被保険者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難
- ・保険期間の開始する以前に生じていた保険の対象の事故。
- ・保険の対象が被保険者に到達する前に生じた事故
- ・他人に譲渡・貸与または担保差入れされた保険の対象の使用
- ・保険の対象となるクレジットカードに記載された有効期限を経過した後に行われた使用
- ・保険の対象に被保険者自らの署名が行われていない状態で行われた使用
- ・クレジットカード会員規約違反
- ・キャッシングデイスペンサーの設置場所における喝取
- ・キャッシングデイスペンサーによる限度額残高照合が行われていない状態で行われた使用
- ・キャッシングデイスペンサーシステムが正常な機能を発揮しない状態で行われた使用

(2) 次のいずれかに該当する損害

- ・カード発行者もしくはこれらの者の法定代理人(カード発行者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはカード発行者の従業員が作成を自ら行いまたは作成に加担した偽造・変造カード等の不正使用による損害
- ・カード発行者もしくはこれらの者の法定代理人(カード発行者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはカード発行者の従業員が作成を自ら行いまたは加担した決済必要情報の不正使用による損害
- ・カード会員の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が作成を自ら行いまたは作成に加担した偽造・変造カード等の不正使用による損害
- ・カード会員の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が加担した決済必要情報の不正使用による損害
- ・個人情報漏えい(決済必要情報のみの漏えいも含む)を発生させた漏えい元の個人または法人による決済必要情報の利用に伴う損害
- ・物品購入に伴う損害に関しては、その物品の配送先の住所が、クレジットカード番号が盗まれたカード会員本人の住所の場合。ただし、配送先住所がカード会員本人の住所であっても、その住所に到着前に物品が盗取された場合は除きます。
- ・前述 2. 対象期間についてで定められた期間以外で発生した不正利用

(3)次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付隨して発生した事故による損害

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注 1)1 年間通算で 100 万円 とは

払方区分	1 年間通算の考え方
月払加入者	2013 年 10 月 8 日～2014 年 10 月 4 日に発生した損害 以降 1 年づつ更新されることとなります
年払加入者	<2013 年 10 月 8 日の既存加入者> 加入期間終了時点まで期間 <2013 年 10 月 8 日以降に新規加入または継続加入した加入者> 新規加入または継続した日から 1 年間
3 年払会員	新規加入した日から 3 年間の補償のうち、1 年度毎とする。 ○初年度：加入日から 1 年間 ○第 2 年度：初年度終了後から 1 年間 ○第 3 年度：第 2 年度終了後から 1 年間

•事故が発生した場合

1. 事故の通知

以下の事故、もしくは事実判明した(知った)場合は、直ちに当社指定の連絡先(ホームネットワークアシストプラン専用窓口)までご連絡ください。折り返し三井住友海上火災保険株式会社の窓口よりご連絡させて頂きます。正当な理由がなく、事故の日から遅滞なくご連絡をいただけない場合、保険金の一部または全額をお支払いできない場合があります。

1. クレジットカード等自体の紛失・盗難もしくは偽造・変造の事実
2. カード会員以外の第三者が不正な手段によりクレジットカード番号を含む決済に必要な会員情報(以下「決済必要情報」という。)を盗取し、インターネット上および電話取引等(以下「非対面取引」という。)の決済等で不正使用が行われた事実

また上記事故発生の通知については、当社指定の連絡先以外にも以下に掲げる先に併せてご連絡ください。

1. 警察署
2. 個人信用情報機関(個人情報の不正使用またはクレジットカード等の不正使用が発生した場合)
3. 被保険者が所有するクレジットカード等の発行者および金融取引の相手方
4. その他三井住友海上火災保険株式会社が個別に求めた届出先

2. 保険金請求の手続き

- 1. 事故の通知をいただいた場合、三井住友海上火災保険株式会社から保険金請求に関する案内をいたします。
- 2. 被保険者または保険金を受け取るべき方が下記＜提出書類＞の書類を提出されないと、または提出する書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載された場合は、三井住友海上火災保険株式会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- 3. 法律またはクレジットカード等の発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度(保険契約を含む。)等により損害の補償を受け取ることができる場合には、それらの額を控除して保険金をお支払いします。したがいまして、これらの補償制度へのご請求手続きが完了し、これらの補償制度から支払われる金額が決定した後に、本保険の保険金請求手続きをしていただくことになりますのでご了承ください。

＜提出書類＞

- ①保険金請求書 ②公の機関の事故証明書 ③損害を証明する書類 ④委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合) ⑤クレジットカード等の発行者・金融取引の相手側に提出した書類の写し ⑥三井住友海上火災保険株式会社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認にかかる同意書 ⑦クレジットカード等の発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度によって損害の補償を受け取った事実および金額が確認出来る書類

以上